

## 公立大学法人福井県立大学本部規程

平成29年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第6条第2項の規定に基づき、本部の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 本部の種類、業務および本部員は、別表のとおりとする。

(本部員の選出)

**第3条** 本部員は、学長が任命する。

- 2 本部員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 本部員は、再任されることができる。

(本部長等)

**第4条** 本部に本部長を置き、学長が本部員の中から指名する。

- 2 本部長は、本部の会務を総理する。
- 3 本部に、副本部長を置くことができる。
- 4 副本部長は、本部員の中から本部長が指名する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐する。
- 6 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名を受けた者がその職務を代行する。

(会議)

**第5条** 本部の会議は、本部長がこれを招集し、その議長となる。

(部会)

**第6条** 本部に、本部の業務を実施するため、部会を置くことができる。

(本部員以外の職員の出席)

**第7条** 本部長は、本部員以外の職員を会議に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか、本部の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 別表（第2条関係）

種類	業務	本部員
地域連携本部	地域連携に関すること	(1) 学長が指名する副学長 (2) 事務局長 (3) 地域経済研究所長 (4) その他学長が指名する教員および事務職員
入学試験本部	入学試験の実施に関すること	(1) 学長が指名する副学長 (2) 事務局長 (3) 入学試験の取りまとめを行う教員 (4) その他学長が指名する教員および事務職員